

神戸産農水産物の地域内活用・流通促進業務 仕様書

1. 業務目的

神戸市は、都市地域と農漁業地域が近接した独自のポテンシャルを最大限に活用し、地域の農漁業と関連した持続可能で神戸らしい食ビジネスと食文化を育て、活かす戦略として「食都神戸」を掲げ、世界に誇るサステイナブルな都市の構築を進めている。

その一環として、神戸産農水産物（以下、「神戸食材」という。）の地域内での活用・流通を進めるため、下記の業務を委託する。

- (1) 事業者による継続的な神戸食材の活用促進業務
- (2) 神戸食材の継続活用のための流通ルート実証実験業務
- (3) 神戸食材の魅力発信業務

2. 用語の定義

- 生産者 : 農業者・漁業者等の一次産業者を指す
神戸食材 : 神戸産農水産物を指す
神戸食材フェア : 飲食店が神戸食材を活用したメニューを販売するフェア
資源循環型農業等 : こうべ再生リン等の取り組みを指す

3. 業務内容

(1) 事業者による継続的な神戸食材の活用促進業務

概要	<p>①生産者や神戸食材の魅力（市が SDGs 貢献都市としてすすめる資源循環型農業等も含む）を消費者（インバウンドを含む）、飲食店、小売事業者等に幅広く伝える。併せて、本業務終了後も飲食店等による継続的な神戸食材の活用促進につながる企画運営を行う。</p> <p>②飲食店以外の事業者に対して、継続的な神戸食材の活用を促進する働きかけを行う。</p>
業務	<p>①継続的な神戸食材の活用を促進する企画の実施</p> <p>（ア）フェア等の企画（以下、「フェア等」という）</p> <p>神戸食材を使ったメニューを飲食店等で販売する企画を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・本業務終了後も継続的な神戸食材の活用につながる仕組みとすること。・時期の目安 : 10月～2月（100日間以上）・神戸食材（必須）：しらす・はも・黒鯛・須磨海苔・いちご・トマト・米・ こうべ旬菜 ※その他の品目の提案も可。 <p>（イ）フェア等の運営</p> <p>飲食店に対して、フェア等への参加呼びかけを行う。また、フェア等への参加飲食店等（以下、「参加店」という）のエントリー受付・集約・問い合わせ対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・新しい参加店を掘り起こすこと（訪問）・参加店へのフォローを行うこと（目安：フェア等の開催中、1事業者1回以上訪問）

	<p>※これまでの神戸食材フェア参加店の連絡先等の情報(150 店舗程度)は市から提供する。2022 年度に市が作成した神戸食材 P R 冊子 (farms and sea) 等の活用も可。</p> <p>(ウ) 小売事業者等の募集及び神戸食材の配送 フェア等の開催期間中、神戸食材を飲食店等に販売する小売事業者等を募集すること。またニーズに合わせ、生産者・小売事業者等と連携して配送できるよう努めること (品目・数量・配送ルート等の確保等)。ただし飲食店が独自の仕入れルートを持つ場合はその利用を妨げない。</p> <p>(エ) 広報 下記の対象に生産者や神戸食材の魅力発信を行う。また参加店にとってより多くの集客につながるよう、効果的な方法でフェア等の広報を実施する。 ・対象：市民、関西圏在住者、インバウンド (主に欧米豪等からの訪日外国人を想定)、飲食店、小売事業者 ・オウンドメディアも含む既存のウェブサイト (farms and sea や KOBE URBAN FARMING) 等の有効活用や連携を行うこと。 ※参考 farms and sea : 神戸食材 P R ウェブサイト <https://farmsandsea.net/> KOBE URBAN FARMING : 神戸の農漁業、食文化を発信するウェブサイト <https://kobeurbanfarming.jp/></p> <p>(オ) 業務の効果測定 参加店及び消費者に対して、業務の効果測定を行う。</p> <p>②飲食店以外の事業者による神戸食材の活用促進 飲食店以外の事業者での神戸食材の活用に向けた実態調査及び訪問による働きかけを行う (例：食品メーカーや社員食堂・保育園等の 10 事業者程度を想定)。また、1 事業者以上で神戸食材の活用実証実験を行うこと。</p>
<p>提案 項目</p>	<p>業務①の業務工程含む具体的な企画運営方法 (下記の項目を含めること)</p> <p>(ア) 本業務終了後も神戸食材の継続的な活用につながる仕組み (イ) 新しい参加店等の掘り起こし及び呼びかけ方法 (ウ) 仕入事業者の募集方法及び配送の実施体制 (エ) ・生産者や神戸食材の魅力発信及び集客につながる効果的な広報方法 ・小売事業者向けに神戸食材の取扱いを促す広報方法 ・参加店にて神戸食材を使ったメニューの注文を促す仕組み ・インバウンドにも訴求する効果的な広報方法 (オ) ・効果測定項目およびその方法</p> <p>業務②の業務工程含む具体的な企画運営方法 (下記の項目を含めること)</p> <p>・実態調査先</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・調査体制 ・神戸食材の新規活用を促進する働きかけ方法
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・フェア等への飲食店等への参加の働きかけ（目安：150店舗以上） ・フェア等の開催日数（目安：100日以上） ・フェア等への参加店舗（目安：100店舗以上） ・新たにフェア等へ参加する店舗（目安：10店舗以上） ・神戸食材の配送に関する満足度（目標：業務効果測定で満足と回答する参加店が80%以上） ・飲食店以外の事業者で神戸食材の活用実証実験を行うこと（目安：1事業者以上）

（2）神戸食材の継続活用のための流通ルート実証実験業務

概要	本事業終了後も継続して小売店・飲食店等の事業者へ神戸食材を流通できるルートの実証実験を行う。
業務	<p>①本事業終了後も継続的に流通できるルートの検討・試行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者・市場関係者等にヒアリング等を行い、流通ルート案を設定する。 ・フェア等の参加店へ配送を行うなかで流通ルートを試行する。 <p>②流通ルートの改善策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通ルートを試行錯誤しながら、本事業終了後も継続的に神戸食材を流通できるよう要件や課題を洗い出し、幅広い小売店・飲食店等が利用可能な改善策を提案すること。
提案項目	<ul style="list-style-type: none"> ・業務工程 ・実施体制 ・流通ルート図（幅広い小売店・飲食店等が利用可能な案）

（3）神戸食材の魅力発信業務

概要	主に子育て世代に対して地産地消及び生産者や神戸食材の魅力を伝えるとともに、家庭での利用を促進する。
業務	<p>①神戸食材の魅力発信</p> <p>地産地消及び生産者や神戸食材の魅力を伝えること。</p> <p>②神戸食材の購入促進</p> <p>市内小売店等での神戸食材の購入を促進する。</p> <p>※神戸食材取扱店舗一覧は市から提供可。2022年度に市が作成した神戸食材PR冊子（farms and sea）等の活用も可。</p> <p>③神戸食材の家庭での利用促進</p> <p>家庭内での神戸食材の利用を促進する企画を実施する。（例：料理レシピサイト連携、クッキング教室との連携等）</p>

	業務①～③において神戸ママフレ部との連携も可（詳細は市と協議）。 （参考）神戸ママフレ部…神戸市内在住で妊娠中から子育て中の「ママフレ部」部員がSNS（Instagram 又は Twitter）を活用し、神戸で楽しむ子育てライフをパパ・ママの視点で市内外に向けて発信している。
提案項目	業務工程を含む具体的な企画運営及び広報方法、効果測定方法
KPI	効果測定において「地元食材の利用（選んで買う、食べるなど）を意識する」と回答する者：50%以上

4. 本市との調整

(1) 各業務のプロジェクト管理

- ・業務構築・運営において、適切着実に進捗管理を行うとともに、その状況を本市と共有すること。
- ・事業の方向性に関する事項及び市民や関係機関の参画が必要となる案件については、必ず本市と協議のうえ業務を実施すること。
- ・その他、必要に応じて本市と協議を行い、業務を実施すること。

(2) 定例会議

- ・業務遂行にあたり、本市と月1回程度定例会議（オンライン可）を行うこと。
- ・毎回終了後に議事録を作成し、速やかに本市に提出すること。

(3) 進捗状況の報告

- ・本事業に係る進捗状況を毎月報告すること。
- ・本事業を実施する中で、進捗状況の報告書の作成が必要なものについて、本市から依頼があれば速やかに対応すること。

5. 納品物

- (1) 事業完了報告書（Microsoft Word、Excel、PowerPoint で開くことができるデータファイル形式）
- (2) 本業務内で作成した広報資材及び素材（イラスト・写真等）のデータファイル

6. 委託契約金額の上限

上限 18,000,000 円（税込）

※なお、業務量として、次の本市の想定金額を参考とすること。

業務内容	想定費用
(1) 事業者による継続的な神戸食材の活用促進業務	計 11,000 千円
①継続的な神戸食材の活用を促進する企画の実施	
・(ア) (イ) (ウ) (オ)	4,000 千円
・(エ)	4,000 千円
②飲食店以外の事業者による神戸食材の活用促進	3,000 千円
(2) 神戸食材の継続活用のための流通ルート実証実験業務	4,000 千円
(3) 神戸食材の魅力発信業務	3,000 千円

7. 委託業務期間

契約締結日から 2024 年 3 月 31 日

8. 実施体制

- (1) 委託業務の履行にかかる総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は、業務に従事する者の指揮監督を行うとともに、業務履行の管理及び本市との連絡等に当たるものとする。
- (2) 進行管理を担う進行管理者を配置すること。
- (3) (1) 及び (2) は、契約締結日から 2024 年 3 月 31 日まで、原則として同じ担当者が本業務に携わること。
- (4) 本市は委託契約が終了するまでの間、委託業務に係る発生した問題の対応策等について、必要に応じて受託者との協議の場を設けることができる。このとき、受託者は速やかに本市からの要請に応じること。
- (5) 受託者は、委託契約が終了するまでの間、委託業務の進捗状況や業務内容に問題が発生した場合、直ちに本市へ報告を行い対応策等について協議の場を設けること。
- (6) 受託者は、事前に本市の承認を得て、事業の一部を再委託できる。
- (7) 複数の事業体による共同体として事業を実施する場合は、代表事業者を決定し、本市との契約や事業実施にあたっての協議等は代表事業者が実施するものとする。

9. 制作物に属する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 履行により制作された成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て本市に帰属、もしくは譲渡する。
- (3) 受託者は、本市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、本市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は、本市の書面による事前の承諾なくして、成果物を目的外に利用し、また第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間終了後、又は本委託業務に係る委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ本市に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 上記 (1) から (5) の規定は、業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任を負うこと。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

10. 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施にあたり、関係法令、条例、及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

11. その他留意事項

- (1) 事業実施に必要な写真や画像等の調達は原則として受託者の負担とすること。ただし farms and sea の写真・テキスト・冊子は活用可。契約締結後市から提供する。
- (2) 受託者において、本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、発注者は業務の再実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (3) 災害等による影響等、やむを得ない事情により計画どおりに事業を実施することが困難な場合は、他の方法等により、受託者は予定する事業実施に向けて最大限の努力を行うものとする。
- (4) 受託者は、遂行中に不測の事故等が発生した場合は、直ちに発注者へ連絡し、適切に対処しなければならない。なお、業務実施期間内に本業務の内容等の変更により委託内容及び委託料の変更が必要となったと認められるとき、その変更について、協議を求めることができるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めはないが業務実施上必要と認められる事項や不明瞭な事項、改善の必要性があると認められる事項にあつては必要に応じて、本市と協議のうえ、実施するものとする。
- (6) 提出された企画提案書、プレゼンテーション等に基づき、本市と契約候補者にて詳細仕様及び契約内容の協議を経て、業務委託契約を締結する。また、企画提案書に記載のある事項を変更する場合、または、企画提案書に記載のない事項については、本市と協議のうえ、実施するものとする。